



## 「年収の壁」ってなに？仕組みを理解して、よりよい働き方を検討しましょう

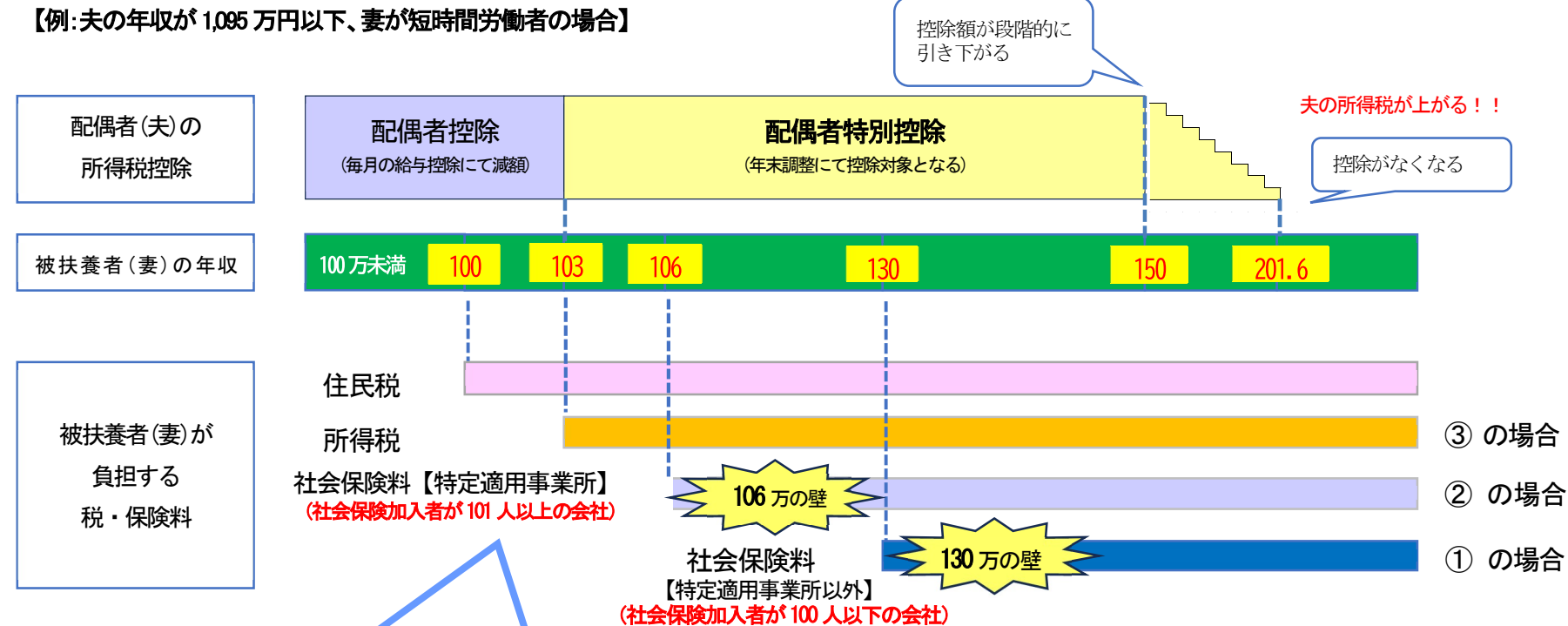
「年収の壁」とは、その金額を超えると税金や社会保険料の負担が発生する境界線となる金額をいいます。「年収の壁」を超えることで一時的に世帯収入が減る場合があることから、パートタイム労働者等が『働きたくてもこれ以上働けない』状態となり、ますます人材の確保が困難になることが想定されます。そこで、改めて「年収の壁」について整理しましたので、いわゆる『働き控え』を回避する対策について検討してみましょう。

【パートタイム労働者等が働き方を調整するのはなぜ？】

「扶養の範囲内で働きたい」という労働者は、以下のような点を意識しているという調査結果が出ています。

- ① 【130 万円の壁】 年収が一定額を超えると健康保険上の扶養から外れてしまう ➡ 自分で加入することになり **保険料負担が増える**
- ② 【106 万円の壁】 一定の労働時間を超えると社会保険の加入要件を満たしてしまう ➡ 加入が義務となるため、**保険料負担が増える**  
⇒ 社会保険加入者 101 人以上の会社のみ対象の要件です。
- ③ 一定額を超えると、税法上の配偶者に対する夫の会社からの配偶者手当（家族手当など）がもらえなくなる ➡ **世帯年収が減る**

【例: 夫の年収が 1,095 万円以下、妻が短時間労働者の場合】



社会保険加入者 101 人以上の会社※に勤務するパート労働者は、以下の条件全てに当てはまると、配偶者の扶養から外れて健康保険・厚生年金に加入。

- 《条件》
- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上
  - ② 所定内賃金(通勤手当など除く)が月額 8.8 万以上 × 12 か月
  - ③ 2 か月を超えて使用される見込みがある
  - ④ 学生でない



### 106 万円の壁への対応策

上記の該当者を新たに社会保険に加入させ本人負担保険料に相当する手当の支給や賃上げを行った場合、キャリアアップ助成金の新規コース申請が可能です。  
詳しくはあおば事務所にお問い合わせ下さい

※  
令和 6 年 10 月からは  
社会保険加入者 51 人以上  
の事業所に拡大されます

社会保険加入者 100 人以下の会社※に勤務するパート労働者は、年収 130 万円以上になると健康保険上の扶養を外れます。

- 労働時間と労働日数が正社員の 3/4 以上の場合  
→ 社会保険に加入
- 労働時間と労働日数が正社員の 3/4 の未満の場合  
→ 国民健康保険・国民年金に加入

### 130 万円の壁への対応策

- 突発的繁忙等により一時的に 130 万円を超えることがあっても、事業主が証明することで、2 年間は扶養を外れないことができます。  
※健康保険組合の個別判断となるためご相談ください
- 要件を満たせば、キャリアアップ助成金の申請も可能です

## 大工さん募集!!!

40 年間 越谷市を中心に、  
大手住宅メーカーである積水ハウスの戸建て住宅、集合住宅の内装大工工事を請け負っております。  
長年の信頼と実績から、物件も大きくなり、棟数も増加しております。  
一緒に働いていただける会社様、大工さんを募集しております!!  
お気軽にお問合せください。



有限会社友栄工務店 (トモサカコウムテン)

住所: 埼玉県越谷市向畑 924 番地 2

電話: 048-978-1008

e-mail: tomosakakoumuten@ked.biglobe.ne.jp

### あおば事務所からのお知らせ

11 月 17 日(金)は全社員研修のため、10 時~15 時の業務は休業とさせていただきます。  
ご迷惑をお掛けして誠に申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い致します。

### あおばの研修(組織力アップ、定着向上の為の本質論です)

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます!

#### ★組織活力アップ研修

全ての根拠がここに! 基本は全 4 回、期間は約 3 ヶ月

#### ★問題解決プログラム

困難を打ち破り問題を解決していく力を養います!

#### ★経営幹部、管理職研修

管理職に必要な意識と心得をお伝えします。

#### ★チームビルディング

実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも?

#### ★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

組織活力が特に  
オススメ!

